

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 東川町の現状

(1) 東川町の災害リスク

【概要】

東川町は、東経142度22分、北緯43度47分に位置し北海道のほぼ中央にあり人口約8,300人の町です。

東川町は地形的に主要河川に囲まれており、また、河川上流には「天人峡温泉」や「羽衣の滝」など山岳部に観光資源を保有しているのが特徴です。しかし、連続的な台風の影響や異常気象による記録的な豪雨により、急流河川に近接している道路が決壊するなど、水害時には観光客や宿泊客が被災地に孤立し、人命にかかわる甚大な被害をもたらす地形となっております。



《経緯度及び面積》

	方位	経度	緯度	面積
位置	最東端	142° 54'		247.06 k m ²
	最西端	142° 28'		
	最南端		43° 36'	
	最北端		43° 45'	
広さ	東西	36.1 km		
	南北	8.2 km		

【地勢】

大雪山国立公園の雄大な大自然の麓に広がる東川町は面積の約7割が森林であり、南に忠別川、北には倉沼川が流れ、この二つの川により形成された扇状地が南西部に広がっています。東部は山岳地帯で、日本最大の山岳公園である「大雪山国立公園」の地域で、北海道の最高峰「旭岳」を有し、豊富な森林資源と優れた自然景観は、観光資源としても高い評価を得ています。

1級河川としては、忠別川、倉沼川、幌倉沼川、ポン倉沼川、サルン倉沼川の5河川があり、その上流には普通河川が26河川となり、総延長は145.0 kmとなります。

これらの河川は、忠別川と牛朱別川を経て石狩川に合流しており、東川町は石狩川水系の水源地域となっていて、東川町の東部地域には、美瑛町、東神楽町との3町にまたがる多目的ダム「忠別ダム」があります。

また、西部地域は、平坦な地形で土性にも恵まれているため、居住区域及び耕地として利用され、30,000ha余りの面積を利用して北海道の穀倉地帯として良質で高品質の東川米（ゆめぴりかコンテスト最高金賞受賞）や高原野菜を生産しています。

【地質】

平坦部は、区画形成が整然とした水田地帯で、東部の山麓は畑地帯となっており、土壌は忠別川と倉沼川及びその支流に由来する沖積土壌が大部分で、表層に礫を含む埴土壌であり農地に最適な土壌となっております。

【気 象】

東川町は、上川総合振興局管内のほぼ中央に位置し、内陸盆地のため夏は暑く冬は寒い大陸性気候であり、寒暖の差が激しいのが特徴となっています。風は全般的に強くはないが、南風が多い地形となっており、年間の平均気温は6.8度程度で、月別の平均気温が15度以上になるのは6月から9月までの短い期間となっています。

年間の降水量は、平均値で1031.1mm程度となり、比較的湿度が低く平均の初雪は10月下旬以降となり冬期間の降雪量は6.1m程度で、四季を通じて比較的大きな災害はなく生活しやすい地域となっています。

【気象概況】《別準平年値》

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均
平均気温(℃)	-7.8	-6.9	-2.0	5.0	12.1	16.7	21.0	21.2	16.3	8.7	2.0	-4.6	6.8
降水量(mm)	29.6	27.1	40.1	46.0	58.1	102.3	168.1	181.1	134.9	93.5	86.2	64.3	1031.1
日照時間	68.9	95.7	144.9	167.9	189.1	167.7	172.3	155.3	149.5	118.2	67.0	57.6	1554.0

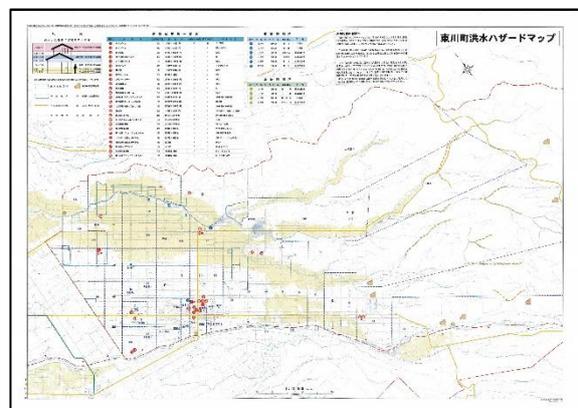
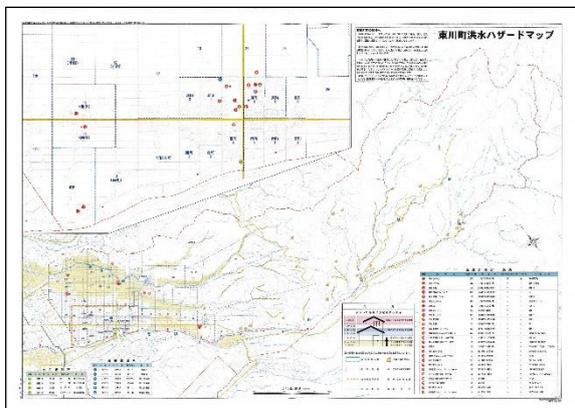
(出典：旭川気象台資料)

年		21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
気温	平均(℃)	6.4	7.2	6.6	6.6	6.7	6.6	7.5	6.8	6.7	7.2
	日最高(℃)	11.3	12.0	11.5	11.7	11.7	11.2	12.5	11.8	11.7	12.1
	日最低(℃)	1.7	2.6	1.9	1.8	2.0	1.6	2.9	2.2	1.7	2.5
降水量(mm)		1,063	1,008	1,263	1,089	861	992	814	1,179	781	1,263

(出典：東川地域気象観測所資料)

《洪水：東川町ハザードマップ》

東川町の洪水に関するハザードマップによると、当商工会が立地する中心市街地においては、東川町と東神楽町を2分する忠別川河川敷周辺では、3m未満の浸水が予想されるが、中心市街地においては0.5m未満と比較低く想定されています。しかしながら、1000年に一度起こりうる降雨(想定最大規模降雨)による洪水浸水想定地域をもとに想定されているので、常にハザードマップを確認しながら、日頃から安全を確保する必要があります。



(出典：東川町洪水ハザードマップ)

《土砂災害》

東川町区域内において、急傾斜地で特に地滑り及び河道閉鎖、がけ崩れ等の危険性に注意が必要だが、降雪時や融雪時の雪崩や結氷など河道・導水路内の除雪または結氷の破砕などを行い、流加能力の確保を図ることが重要となります。

《地震・火山噴火等ハザードマップ》

東川町では、地震の発生が極めて少ない地域であり、1968年（昭和43年）の十勝沖地震以降は、地震による大きな災害は発生していません。

また、地震ハザードステーションの防災地図を確認すると、震度6弱以上の地震が今後30年間で発生する確率が3%以下と予測されていますが、大規模な地震が全くないとは言い切れず万が一に備え準備は必要であると考えます。

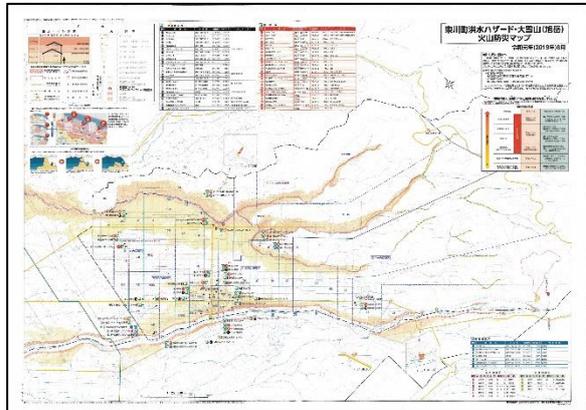
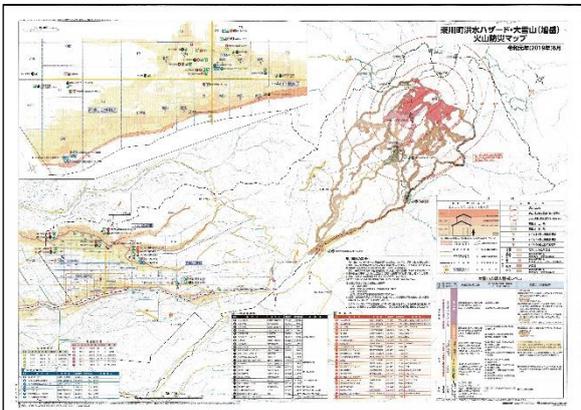
火山噴火等については、今からおよそ200万年前に旭岳が誕生して現在の大雪山連邦が形成されましたが、活火山として今なお活動を続け噴火口付近には強い酸性質の水をたたえる「姿見の池」があり、噴火の可能性は低いとされているものの、旭岳がどのような周期で噴火を行い、その際には旭岳周辺地域にどれほどの被害をもたらすか明確に確認できていないのが現状です。

このため、今後の火山活動については、注意深く監視することが重要となっております。

◆想定される地震とマグニチュード（計測震度）、平均震度

当町において想定される地震	地震規模 (震源)	平均震度（役場周辺）	
		計測震度	震度階級
①十勝沖・釧路沖の地震 ※過去の大規模地震で推定した地震震度 (北海道、中央防災会議想定)	M7.7	4.1	震度4
②沼田・砂川付近の断層帯の地震 (北海道防災会議地震火山対策部会)	M6.9	5.5	震度6弱
③全国どこでも起こりうる直下型の地震 (中央防災会議想定)	M6.9	5.6	震度6弱

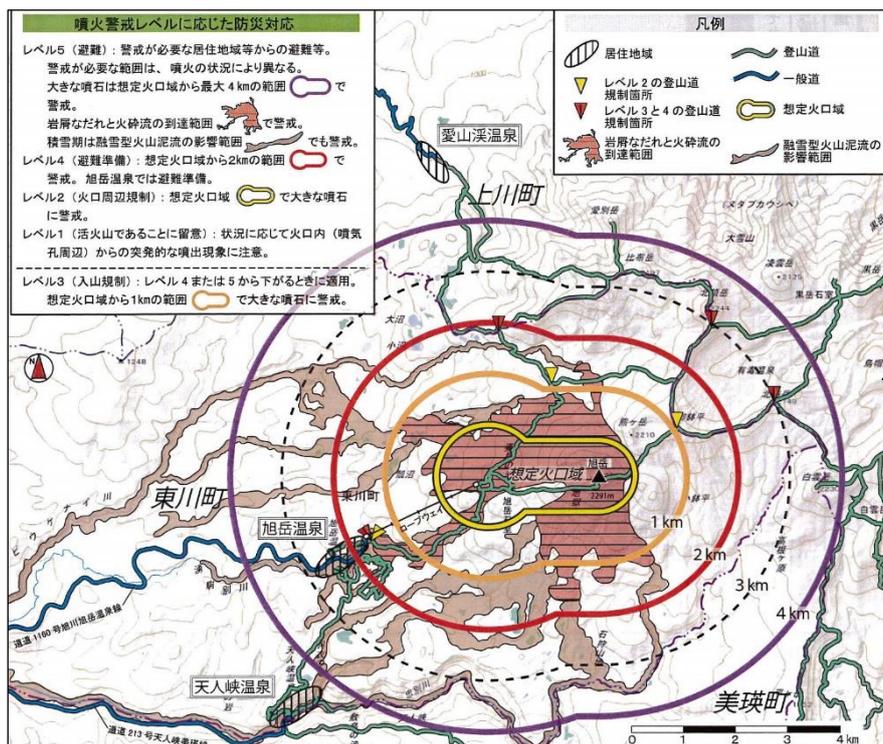
(出典：東川町地域防災計画書)



(出典：東川町洪水ハザード・大雪山（旭岳）火山防災マップ)



◆地震発生確率地図 (出典：地震ハザードステーション)



◆大雪山の噴火警戒レベル (出典：気象庁)

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数：295人 (独自データ)
- ・小規模事業者数：226人 (H26 経済センサス)
- ・会員事業者数：183人

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
建設業	19	16	中心・郊外に広く分散している
製造業	68	59	旭川市と東川の町境に多い
卸売・小売業	60	44	町内中心地に多い
飲食・宿泊業	68	44	町内及び旭岳に多い
サービス業	58	43	町内中心地に多い
その他業種	22	20	
合計	295	226	

(3) これまでの取組み

①東川町の取組み

項 目	年 月	備 考
防災会議条例	S37. 12. 17	直近の改定 (H24. 9. 19)
地域防災計画の策定	S49	改定予定 (R2. 3)
防災備蓄計画の策定	R1. 8	
防災に関する説明会	R1. 6	6月以降、順次各自治振興会にて実施
防災備品の備蓄	-	<ul style="list-style-type: none">・非常食 (450食) アルファ米、乾パン、クラッカー、羊羹、飴など・飲料水 (60箱)・粉ミルク (10食)・離乳食 (10食)・毛布、簡易トイレ等生活必需品・避難所運営用資器材 ポータブルストーブ、発電機等

②当商工会の取組み

項 目	年 月	備 考
事業者 BCP セミナーの開催	H30. 10	7名参加
町内備蓄計画説明会出席	R1. 6	事務局長出席

2. 課 題

- ・東川町が策定した地域防災計画で定めた緊急時の避難や身体及び災害から保護するための取組み及び対応等が漠然としており、災害発生時にどのような行動をとるのか明らかにされていない。
- ・災害発生時等の協力体制の重要性について、具体的なマニュアル及び体制が確立されておらず整備されていない。
- ・平時及び緊急時の対応に関して、防災に関する知識やノウハウを保有する人員が不足している。
- ・支援計画に関する考え方や支援内容について、職員間での情報の共有および浸透するための訓練や教育について行われていない。

3. 目標

①成果目標

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (経済センサス)	策定目標 (事業継続力強化計画)				
			R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
建設業	19	16	1	1	1	1	1
製造業	68	59	0	0	1	0	1
卸売・小売業	60	44	1	0	1	1	1
飲食・宿泊業	68	44	0	1	0	1	1
サービス業	58	43	0	0	1	0	1
その他業種	22	20	0	0	0	1	0
合計	295	226	2	2	4	4	5

※策定目標については、商工会における人員体制を考慮したうえで、実行可能と思われる目標数値を記載している。

②実施目標

項目	目的	目標	
災害への事前対策の必要性周知	地域内小規模事業者への災害リスクに関する認識の定着	セミナーの開催	年1回
協力体制確立マニュアルの整備	当商工会と当町との連携による災害発生時の連絡および対策マニュアル等の整備	町防災会議出席	年2回
関係機関との連携体制の推進	組織内及び関係機関との災害発生時の迅速な支援対策が行える体制の構築・強化	組織委員会開催	年1回
保険・共済に関する助言対応	災害時の保険及び共済等に関する助言を行える当商工会経営指導員等の職員の育成	保険会社との勉強会開催	年1回

3. その他

【本計画を策定した背景】

平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」、さらに平成30年9月6日の「北海道胆振東部地震」に伴う大規模停電（ブラックアウト）では、物資の調達や輸送、上水道に重大な影響を及ぼし、全戸地下水位で生活する当町は、飲料水の供給が一時停止し、生命に係るライフラインを失うなど、深刻な課題が浮き彫りとなりました。

この経験を踏まえ、大規模災害により避難所への避難を余儀なくされた場合等に備えて、「災害対策基本法」、「東川町地域防災計画」、「東川町備蓄計画」に基づき、今後の小規模事業者の災害に対する防災等のあり方について基本的な方針を示すため「東川町事業継続力強化支援計画」を策定することとしました。

今後は本計画に基づき、小規模事業者の自助・共助を基本に、日頃からの企業内の早期事業継続を推進するとともに、事業者・町民・行政・商工会が日頃からの災害に対する認識や適切な対策を講じることができるよう体制の強化を図ります。

なお、本計画は、今後5年ごとに見直しを行い、新たな課題が生じた場合には、その都度検討を加え修正し方向性を明確にします。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5. 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和 2 年 4 月 1 日 ~ 令和 7 年 3 月 31 日)

6. 事業継続力強化支援事業の内容

- 東川町と東川町商工会との役割分担及び体制の整備を実施し、密接に連携し下記の事業を実施及び情報の共有を図る。

東川町	東川町商工会
防災関連に係る情報提供	セミナー・個別相談会等の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導	事業継続力強化計画策定支援・ フォローアップ支援の実施
災害リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対応及び復旧に係る支援	

(1) 事前の対策

- 東川町が策定した「地域防災計画書」及び「備蓄計画書」を基に、当商工会が策定した本計画との整合性を整理・精査し、災害発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

ア) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- 巡回訪問時に、災害に対する意識付けとしてハザードマップの見方や災害時のリスク及び影響等を軽減するための必要な対策（事業休業への対応策や損害保険等の保証・共済加入等）などについて説明する。
- 会報や町内広報誌及び町ホームページ等にて、本計画について公表するほか、国が行う重要な施策の紹介やリスク対策の必要性及び損害保険等の概要・加入、事業者 BCP への取組みなど、積極的に実施する小規模事業者の紹介等を行う。
- 小規模事業者に対しては、事業者 BCP の策定に関して、実効性のある取組みや推進及び効果的な訓練等の実施など、災害対策に取り組む事業者に対する指導及び助言を積極的に行う。
- 事業継続力強化に関する知見及び支援実績を有する専門家を招き、小規模事業者に対するセミナーや国及び行政が実施する施策等の紹介を行い、災害関連の損害保険の紹介などを行い、災害に関連する準備を行う。

イ) 商工会自身が行う事業継続力強化計画の作成

- 当商工会は、令和 3 年 4 月までに「事業継続力強化計画」を策定予定

ウ) 関係団体等との連携・協調

- 提携先の「あいおいニッセイ同和損保株式会社」に専門家の派遣を依頼し、地区内小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや、災害発生時における保険内容及び補償内容などの紹介等を実施する。
- 関係機関への普及啓発ポスターの掲示やセミナー等の共催依頼などを行う。

エ) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化支援計画等の取組み状況の確認（年1回実施）

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (経済センサス)	策定件数					フォローアップ回数				
			R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6
建設業	19	16	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
製造業	68	59	0	0	1	0	1	0	0	1	0	1
卸売・小売業	60	44	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1
飲食・宿泊業	68	44	0	1	0	1	1	0	1	0	1	1
サービス業	58	43	0	0	1	0	1	0	0	1	0	1
その他業種	22	20	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0
合計	295	226	2	2	4	4	5	2	2	4	4	5

※（仮称）東川町事業継続力強化支援協議会（構成員：当商工会役員、町担当課、その他）を開催し、取組み状況の確認や改善点などについて年1回程度協議し、本計画に記載した事業の実施状況について評価・検討を行う。また、評価の結果等については、HPへ掲載することによって地域の小規模事業者が常に閲覧可能な状態とする。

オ) 当該計画に係る訓練等の実施

- ・自然災害等（震度6弱の地震）が発生したものと仮定し、東川町地域防災計画をもとに連絡・避難ルート等の確認を行う。

実施時期	商工会館防災訓練と合わせて年1回実施
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連携先	東川町企画総務課・産業振興課

※訓練等については、町実施の防災訓練等に積極的に参加する。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、人命救助を第一に考え、そのうえで下記の手順にて東川町地域内の被害状況を把握し、関係機関へ迅速に連絡・情報の共有を図る。

ア) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に携帯電話等を利用して、当商工会職員及びその家族の安否確認と報告を実施する。
- ・当商工会職員との連絡等の情報共有については、優先順位をつけ確実に実行できる状況を構築する。①電話、②メール（ショートメッセージ・Eメール）、③SNS（LINE・メッセージ）
- ・当商工会職員の安否確認後、業務従事の可否や大まかな被害状況などを東川町と当商工会にて被害情報を共有する。

イ) 応急対策の方針決定

- ・東川町及び当商工会との間にて、被害状況の確認及び被害規模等について、東川町企画総務課及び産業振興課と情報共有を行い、応急対策の実施に向けた役割分担・応急対策スケジュール等を協議し、速やかに実施方針を定める。

※実際の災害時には、職員自身の目視により命の危険を感じる災害状況の場合は、出勤せず本人の安全をしっかりと確保し、警報解除後に安全が確保でき次第出勤する。

- ・職員全員が被災した場合、応急対策等ができない場合の役割分担について事前に確認する。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に被害等についての情報共有を図る。

《被害規模の目安》

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地域内の10%程度の事業者にて、「屋根が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の比較的大規模な被害が発生している。 ・当該地域内の1%程度の事業所にて、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」など、大規模な被害が発生している。 ・被害地域において、「連絡が取れない」もしくは、「交通網が遮断されている」など、被害状況が確認できない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地域内の1%程度の事業所において、「屋根が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」などの被害が発生している。 ・当該地域内の0.1%程度の事業所において、「床上浸水」や「建物の全壊・半壊」などの被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・被害に関する情報がない、または目視等による被害が確認できない。

《配備体制》

種別	配備の時期	配備要員
出動	<ul style="list-style-type: none"> ・広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合 ・町内に震度6弱以上の地震が発生したとき ・予想されない重大な災害が発生したとき ・気象特別警報が発表されたとき 	全職員
警戒	<ul style="list-style-type: none"> ・局地的な災害の発生が予想される時又は災害が発生したとき ・町内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員
準備	<ul style="list-style-type: none"> ・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想される時 ・町内に震度4の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員

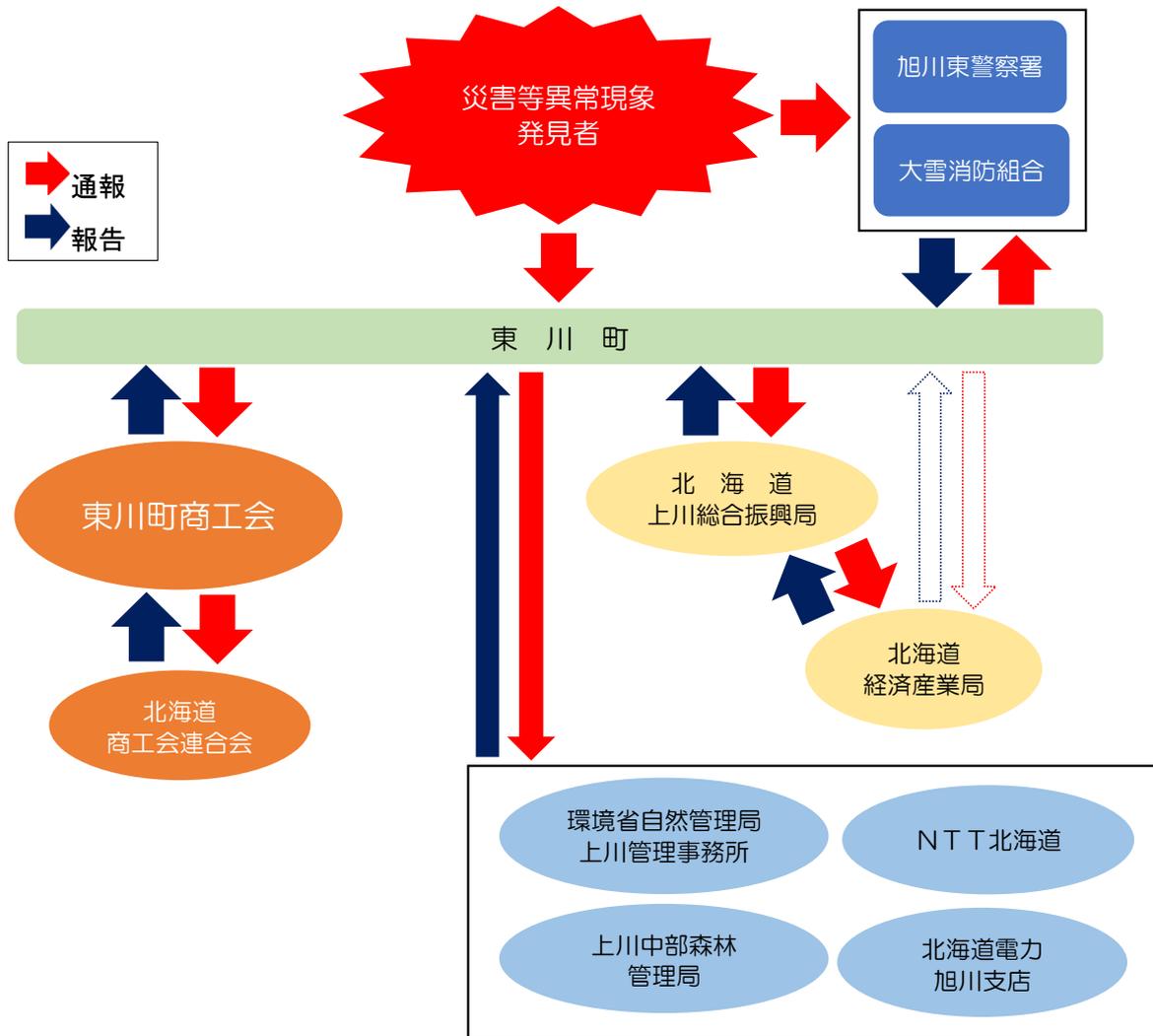
●本計画により、東川町と当商工会は以下の間隔により被害状況等の情報共有を実施する。

発災後～1週間	1日に3回以上、被害状況の情報を共有する
1週間～2週間	1日に2回以上、被害状況の情報を共有する。
2週間～1ヶ月	1日に1回情報を共有する。
1ヶ月以降	2日に1回情報を共有する。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害発生時に、当町地域内の小規模事業者の被害情報の迅速な把握及び報告・指導命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での災害活動についての確認・決定を行う。
- ・東川町と当商工会は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認・情報の共有を行う。
- ・東川町と当商工会が共有した情報等については、北海道の災害情報等報告取扱要領で指定する方法にて報告するほか、別途指示があった方法にて迅速に報告する。

災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・当地区内小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ東川町と協議・検討している方法により確認する。
- ・相談窓口の開設については、東川町と協議・検討し、安全性が確認された場所において設置する。
- ・被災した小規模事業者を対象とした補助制度等の支援施策について、当地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や北海道、東川町の施策）について、当地区内小規模事業者に対して迅速に周知する。
- ・損害保険及び各種給付金や補助制度等に対する申請手続きについての支援を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

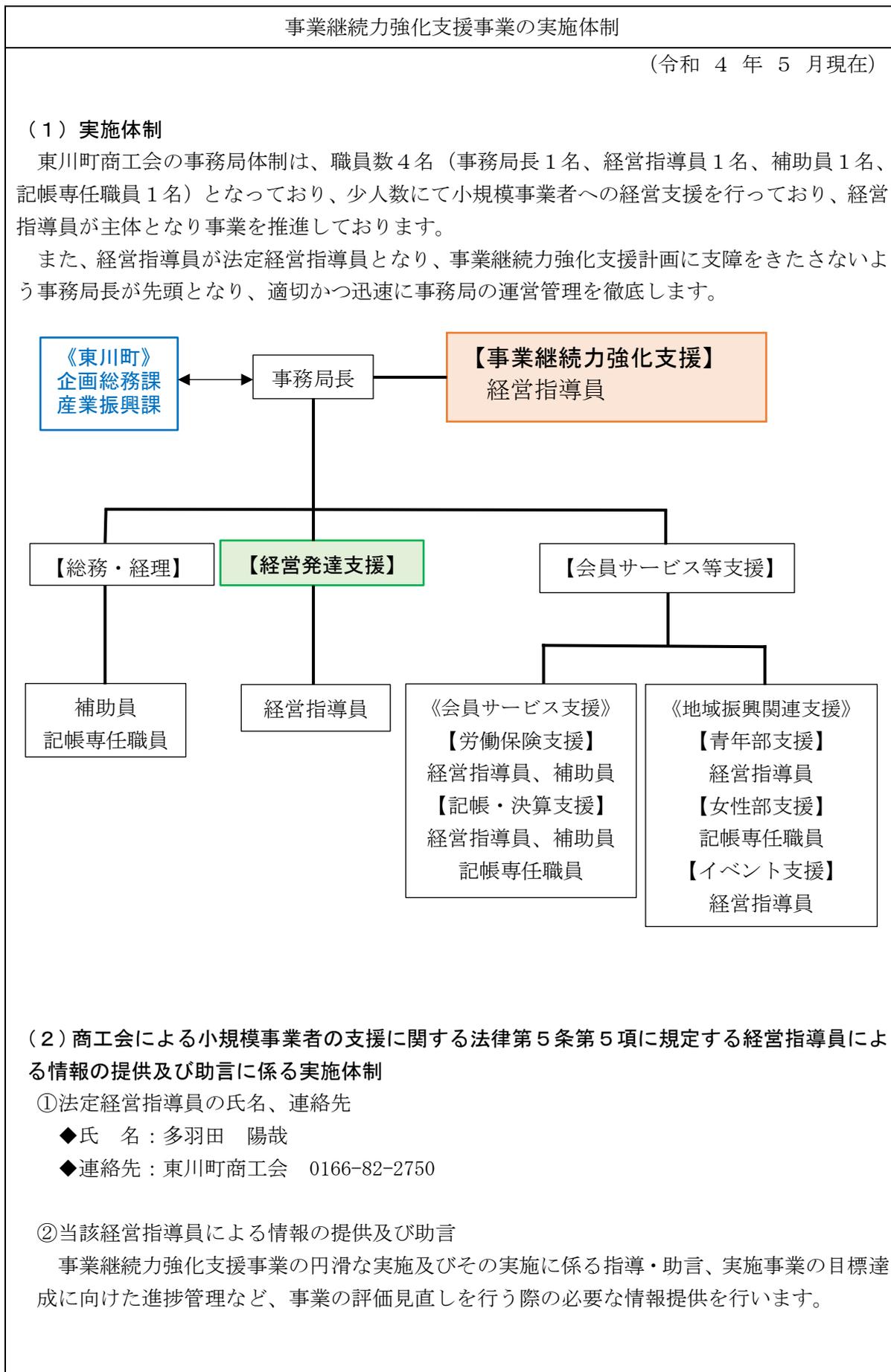
- ・東川町の災害対策方針に従って、復旧及び復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対して迅速な支援を行う。
- ・被害規模の大きさにより、被災地に在職する職員だけでの対応が困難な場合、商工会連合会及び他の地域からの応援派遣等について、相談・協議し緊急対応を図る。

(6) その他

- ・本計画については、東川町及び当商工会のホームページ及び広報誌やSNS等によって公表し、支援対象の小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知について広く行う。
- ・本計画の内容について変更等が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課に対して報告をする。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(3) 連絡先

①東川町商工会

〒071-1423 北海道上川郡東川町東町1丁目1番15号

電話番号：0166-82-2750 FAX：0166-82-2182

E-mail：shokohk@eolas-net.ne.jp

②東川町

・企画総務課 総務室

・産業振興課 商工観光室

〒071-1492 北海道上川郡東川町東町1丁目16番1号

電話番号：0166-82-2111 FAX：0166-82-3644

E-mail：syoukoukankou@town.higashikawa.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	250	250	250	250	250
・ 専門家派遣	90	90	90	90	90
・ セミナー開催費	60	60	60	60	60
・ パンフ・チラシ作成費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。